

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目	新計画の「現状」(案)	新計画の「施策内容」(案)
地域サービスの充実・地域生活への移行支援	地域生活への移行	病院・施設等から地域への移行推進	<ul style="list-style-type: none"> ・病院・施設と地域をつなぐ総合的な支援体制・相談窓口が求められている。 ・病院や施設等の退院(所)の支障となる要因・課題と、地域生活における課題を関係者が相互に共有できない場合、地域移行を進めることが難しい。 ・重度化・高齢化により地域での受け入れが難しい入所者が増えている。 ・障害者が安心して地域社会で暮らしていくための地域住民の理解が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的入院者、施設入所者等の地域への移行・定着を推進するため、地域の支えあいや居住の場・日中活動の場の整備とサービスの向上を働きかけます。 ・重度・重複障害者向けや日中サービス支援型のグループホーム等の整備に取り組み、地域移行を推進します。 ・基幹相談支援センターを設置し、障害者地域自立支援協議会やはちまるサポート等と協働し、病院や施設関係者、地域の支援者との情報共有や研修の相互参加等、連携を強化することで、地域生活への移行を推進します。 ・障害者の各分野を横断的に調整する総合的な支援体制の構築を図ります。 ・自立生活に向けた訓練施設等を引き続き活用します。 ・グループホーム等の体験利用がスムーズにできるよう、仕組み等を検討していきます。 ・地域移行支援のためのピアサポート活動の推進を図ります。
		当事者活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の受容や理解ができない、生き方に迷う障害者に対して、相談支援事業所などがピアサポートを行っているが、需要に追い付いていない。 ・学校等より障害理解に対する助言や講義の依頼があるため、講師となる障害当事者のスキルアップが求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ピアサポートなど、障害者当事者活動への支援を行い、充実を図ります。 ・障害福祉サービス事業所のピアサポーター雇用を促進し、東京都が実施するピアサポート研修等も活用し、当事者活動への支援の充実を図ります。
		居住支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・居住に関する相談や入居の紹介、手続きなどの支援を行っているが、入居が困難となるケースもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等と連携しながら居住に関する相談や入居の紹介、手続きなどの支援の充実を図ります。 ・不動産会社等に障害者の地域生活への理解を働きかけていきます。 ・居住支援法人制度等を活用し、障害者の住宅確保の支援を進めていきます。
	障害児のサービス提供体制の構築	障害児への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・成長に応じた切れ目のない支援を行うため乳幼児健診等で「はちおうじっ子マイファイル」を配付している。 ・障害児の一貫した発達について相談する場が十分でない。 ・児童発達支援センターは、障害児及び家族への支援のほか、地域のインクルージョン推進が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「はちおうじっ子マイファイル」の配付時などに、障害児の相談先パンフレットを配付し、相談先の周知を図ります。 ・児童発達支援センター等における障害児とその家族のニーズに即した発達の相談について、保健福祉センター等と連携し取り組みます。 ・ライフステージに即した切れ目のない支援を行うために、障害者地域自立支援協議会子ども部会において、現状把握と情報の共有を行い、成人期へのスムーズな移行を支援します。 ・市内2箇所の児童発達支援センターにおいて、全ての子どもが障害の有無に関らず共に成長するための移行支援や地域のインクルージョンを充実していきます。

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目	新計画の「現状」(案)	新計画の「施策内容」(案)
地域サービスの充実・地域生活への移行支援	障害児のサービス提供体制の構築	重症心身障害児・医療的ケア児への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・病院から地域へ移行する重症心身障害児や医療的ケア児が増加しており、当事者とその家族への支援が求められている。 ・重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる施設が少ない。 ・「医療的ケア児等コーディネーター事業」を2事業所に委託し、医療的ケア児等の相談を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児及びその家族と医療・福祉・教育等の社会資源をつなぎ、地域で安心して生活できるための支援体制を構築していきます。相談窓口には、医療機関と連携した核となる医療的ケア児等コーディネーターを配置すると共に、各種事業所にも資格要件を満たしたコーディネーターを配置し、当事者及びその家族の地域での生活を支援します。 ・看護師等が重症心身障害児(者)等の自宅を訪問して看護する在宅レスパイト事業を引き続き実施し、家族等の休息を確保します。 ・重症心身障害児や医療的ケア児の受け入れについて、補助制度を活用し事業者に働きかけます。
		発達障害児への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達や成長に関する様々な相談を総合的・温情的に対応する相談体制の整備が必要とされている。 ・発達障害児の家族等への支援体制の確保が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達や成長に関する様々な相談を総合的・温情的に対応する相談体制の整備を図ります。 ・市内2か所の児童発達支援センターにおいて、障害や発達に遅れのある児童に対し、その乳幼児期に適切な早期対応を行うため、個別支援及び集団療育並びに家庭での子育てにかかわる相談に取組みます。 ・発達障害児支援室(からふる)において、発達に偏りや遅れのある児童の成長を支援するため、早期発見・早期対応につながる相談や療育支援に取組みます。 ・発達障害児の家族等を支援するため、ペアレントメンターを活用した家族同士の情報共有・交流の場を設けるとともに、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付けるペアレントトレーニングを引き続き実施します。
		難聴児への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・難聴児の早期発見・早期支援が必要である。 ・身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児について、補聴器を装用することにより、言語の獲得やコミュニケーション能力等を身に付ける効果があるため、補聴器の費用負担が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児聴覚検査受診を促進し、新生児聴覚検査費用の一部を助成します。 ・中等度難聴児を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成する事業を引き続き支援します。
		障害児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、学童保育所における障害児の在籍数が増加しており、障害児の受け入れニーズも高まっている。 ・保育所・幼稚園での巡回発達相談を実施している。 ・保育所・学童保育所において、障害児の受け入れに配慮している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・学童保育所において、引き続き障害児の受け入れを行うとともに、学童保育所における障害児の受け入れ拡充を図ります。 ・保育所・幼稚園での巡回発達相談の拡充を図るとともに、関連機関と連携し、保育従事者のスキルアップに取り組みます。 ・障害児以外の児童との集団生活の適応のため、保育所等訪問支援の活用を図ります。 ・保育所等訪問支援事業所の拡充を働きかけていきます。
		障害児の放課後活動(余暇支援)の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス事業所の数は年々増加しているが、重度・重複障害児を対象とする事業所数は十分ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重度・重複障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所等の拡充のために、既存の補助制度の充実を図ります。 ・放課後等デイサービスをはじめ、日中一時支援を活用し、放課後活動の充実を図ります。

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目	新計画の「現状」(案)	新計画の「施策内容」(案)
地域サービスの充実・地域生活への移行支援	地域で生活するための体制整備	ホームヘルプサービス等介護給付の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・支給基準を上回る支給量を求められる場合がある。 ・障害の重度化や介護する家族の高齢化、家庭状況の変化などにより、支給量が増加している。 ・利用者のニーズに十分に答えられるよう、サービスの質の向上を図る必要がある。 ・ヘルパー不足により、サービスを十分に利用できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分の基準により、日常生活の支援が必要な人に必要なサービスを提供するとともに、個々の障害者に配慮したサービスの支給量を確保します。 ・サービスの質の向上に資するよう、事業者向けの研修会の開催等努めます。 ・サービス提供事業者に対し、適切な指導等や、関係機関との連携を行うことにより、サービスの質の向上を図ります。 ・ヘルパー不足に対応するため、市内事業者と連携した就職相談会を実施し、人材の確保に努めます。
		ガイドヘルパー等派遣事業の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドヘルパーの不足により、サービスを十分に利用できていない。 ・同行援護・移動支援の支給基準を上回る支給量を求められる場合がある。 ・複雑化する障害者のニーズに十分答えられるよう、サービスの質の向上を図る必要がある。 ・移動支援の利用について、対象の拡大を望む声がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同行援護・移動支援のガイドヘルパー等の養成など、地域における派遣体制の整備を引き続き取り組んでいきます。 ・障害者に配慮したサービスの支給量を確保します。 ・サービスを提供する事業者に対し、適切な指導等や、関係機関との連携を行うことにより、サービスの質の向上を図ります。 ・移動に関する支援がより利用しやすいものとなるよう、利用対象者の範囲など、総合的な観点から制度を検討します。
		訪問入浴サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴を希望する重度障害者が増えている。 ・利用回数の増加幅や、利用者負担額の軽減を望む声がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の重度障害者(児)の身体の清潔と健康維持のため、訪問入浴サービス事業を推進し、在宅福祉の向上に努めます。 ・入浴に関する支援がより利用しやすいものとなるよう、総合的な観点から制度を検討します。
		一時保護施設の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームなどの一時保護施設の数、近年増えておらず、施設の利用ニーズへの対応についても十分とはいえない。 ・精神障害者や医療的ケアを必要とする重複障害者の受け入れできる施設が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームなどに対し、一時保護施設としての機能をもたせるための働きかけを行います。 ・既存の一時保護施設に対し、受け入れの拡大を働きかけます。 ・一時保護施設と医療機関等との連携を図ります。
		緊急一時保護(家庭)の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的に家庭での介護が困難になったときに利用できる制度として需要が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用しやすいよう、事業を継続して実施します。
		機能回復訓練事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・脳性麻痺・パーキンソン病等、難病を含む様々な障害の機能回復訓練(機能の維持を含む)は、医療機関で行っているが、現状として退院後も継続して訓練を望まれる障害者がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等との連携により、機能回復訓練に関する事業を進めます。
		日常生活用具の給付・補装具費の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・市のホームページや窓口、委託業者等を通じ、日常生活用具等の情報提供を行っている。 ・技術の進歩により様々な用具が実用化されていることから、利用者のニーズも多様化している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を支援するため、個々にあった日常生活用具を給付するとともに、補装具費の支給を行います。 ・市のホームページや窓口、委託業者等を通じ、引き続き日常生活用具等の情報提供を行っていきます。 ・利用者のニーズに即した日常生活用具等の給付を行います。
		心身障害者や難病患者への福祉手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用機会が少ない影響などにより、経済的困窮者が多い。 ・各種手当の支給件数が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者や障害児を扶養する保護者、難病患者等に対して、各種手当を支給します。
		障害者の家族のネットワークづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の家族会について、相談やサポート等を行っており、今後も引き続き取り組む必要がある。 ・相談先の一つとして、当事者やその家族との相談の場を必要としている人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の家族のネットワークづくりや、当事者やその家族との相談の機会を増やしていきます。 ・家族会に関する情報提供を行っていきます。

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目	新計画の「現状」(案)	新計画の「施策内容」(案)
地域サービスの充実・地域生活への移行支援	地域で生活するための体制整備	介護を行う家族支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・介護を行う家族が身体的、精神的な疲労や高齢化が進み、家族だけでの介護ができなくなっている。 ・重症心身障害児(者)の家族等が一定時間の休養が取れる支援が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護施設の受け入れの拡大を図るなど、介護を行う家族がリフレッシュできるレスパイト機能の充実を図ります。 ・重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業を適切に運用し、重症心身障害児(者)の家族等の休養が取得できる環境の充実を図ります。
		障害者が暮らしやすい住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が暮らしやすい住宅が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅について、障害者が自立して生活できるよう、バリアフリー化を促進します。 ・居住支援法人制度等を活用し、障害者の住宅確保の環境を整備します。
		住宅設備改善の給付	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅設備改善の給付を必要としている人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が生活しやすい住宅への改修を促進するため、住宅設備改善の給付を引き続き行います。
		社会参加への環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の美術館や市民会館、スポーツ施設等において入館料や使用料の減免を実施し、障害者が社会参加しやすい環境の整備を図っており、今後も拡充を図る必要がある。 ・福祉まつりや、ふれあい運動会等のイベントへの障害者の参加を促進しており、引き続き取り組んでいく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者がスポーツ、文化、レクリエーションなど、社会参加しやすい環境をつくるために、関係機関・団体への啓発を進めます。 ・はちまるサポートやボランティアセンター、市民活動支援センターで行っているボランティア活動等を活用し、社会参加の機会を増やしていきます。
		情報機器の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活用具として情報機器の提供や、機器の活用を学ぶ機会があり、障害者への情報提供環境の整備を図っているが、引き続き取り組んでいく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会環境の変化に応じて障害者等へ、より適切な情報提供の手段を検討し、効果的な情報機器の活用を図ります。
		重層的支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・CSW(コミュニティソーシャルワーカー)を配置したはちまるサポートを、より利用しやすく、他分野との連携が円滑に進むよう、地域での協力体制を強化していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の拡充が図られるように、社会福祉協議会に対して、適切な事業を展開するための体制づくりを支援します。 ・はちまるサポートにおける地域の相談窓口と各分野の支援者の連携が十分に図れるよう、地域資源の関係性を圏域ごとに強化する取り組みを推進します。